

COMHCCa会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人COMHCCa（以下「当法人」）と、当法人COMHCCa会員（以下「会員」）との関係に適用し、会員の規範を明確にしています。当法人では、会員の申請をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定めます。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当法人のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- (1) 会員とは、当法人COMHCCa会員の総称です。
- (2) 書面とは、当法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、会員申請時に登録している電子メールアドレスからの発信による当法人への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 会員申請等

第4条（会員申請）

当法人への会員申請をする方は、会員申し込みフォームに必要事項を記入して当法人に提出し、当法人理事の承認を得た上で、当法人が別に定める会費を払込むこととします。

第5条（会員申請の拒絶等）

当法人は、会員申請者が次の各項に該当する場合、会員申請を認めない場合があります。

- (1) 会員申し込みフォームに偽名を含む虚偽の事項を記載した場合

- (2) 会員申請者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各項に準ずる場合で、当法人が会員申請を適当でないと判断した場合

第6条（会員の会費・資格）

会員の会費及び資格は、次の各号の通りです。

会費：月額500円

資格：当法人の趣旨にご賛同とご支援をいただける個人

第7条（会費の免除）

当法人は、次の各号に該当する場合、会費を免除します。

- (1) 当法人が主催するイベントや研修等に講師等として協力した人、あるいは経済的理由で会費の納入が困難な人で、当法人の理事が認めた場合。なおその期間は3年間を上限とします。
- (2) その他、当法人が適当と判断した場合。

第3章 会員資格の喪失

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 理事の同意があったとき。

第9条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を当法人に届け出て退会することができます。退会届は、所定のフォームで法人に提出する必要があります。

第10条（会員資格の停止・解除）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合

- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員申し込みフォームに虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) 当法人、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第11条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第4章 禁止行為

第12条（禁止行為）

- (1) 会員は無断で当法人の名称やその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
- (2) その他、法人の目的を理解し、第10条各号に定める行為、当法人の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第5章 情報管理

第13条（個人情報保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守し、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第6章 知的財産

第14条（知的財産の帰属）

当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属します。

第15条（知的財産の保護）

当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第7章 損害賠償等

第16条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

第17条（免責）

当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第13条に定める場合および当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第8章 残存条項

第18条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第12条から第17条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第9章 その他

第19条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第20条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当法人が定めるものとします

付 則

この規約は 令和5年4月1日より施行する。